



栃木県公報

平成27年
12月1日(火)
第2738号

目次

告示

○保安林皆伐面積の許容限度の公表..... 979
 ○地籍調査事業計画の決定..... 981
 ○道路の区域の変更..... 982

公告

○県政功労者の表彰..... 983
 ○公共測量の実施..... 983
 ○同..... 983
 ○同..... 984
 ○基本測量の終了..... 984

告示

栃木県告示第551号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成27年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福田 富一

森林計画区名	単 位 区域名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度（単位ha）					計
			水源涵養 保安林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安林	干害防 備保安 林	保健保 安林	
那珂川	大田原地区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木を除く。）及び那須郡那須町	439.69	52.65	0.10			492.44
同	那珂川中流地区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。）、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	279.51	118.80		6.74	2.00	407.05
		矢板市、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大						

那珂川 鬼怒川	矢板地 区	貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、蓼沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。)、さくら市及び塩谷郡	475.10	114.18	1.14	0.96	591.38
鬼怒川	鬼怒川 中流地 区	宇都宮市、真岡市、下野市(薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島に限る。)、河内郡上三川町及び芳賀郡(茂木町を除く。)	38.49	30.88		13.06	82.43
同	今市地 区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,095.54	147.92			1,243.46
		日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉					

同	日光地区	町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	292.00	148.07			440.07	
鬼怒川	足尾地区	日光市（足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	199.72	42.28			242.00	
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。）及び鹿沼市	760.66	148.51			909.17	
同	佐野地区	足利市、栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。）、佐野市、小山市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。）及び下都賀郡	375.32	125.82	0.61		501.75	
計			3,956.03	929.11	1.24	21.37	2.00	4,909.75

(森林整備課)

栃木県告示第552号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を定め

たので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	
宇都宮市	宇都宮市のうち屋板Ⅳ、東横田・上御田、中島Ⅰ、中島Ⅱ、中里原Ⅵ・金田Ⅲ、宝木Ⅲ・駒生Ⅲ、宝木Ⅳ・駒生Ⅳ、東谷Ⅰ・下横田Ⅰ、下反町・羽牛田及び下田原Ⅴ地区	平成27年4月13日から	
佐野市	佐野市のうち植上Ⅰ地区		
日光市	日光市のうち中三依Ⅱ及び和泉Ⅳ地区		
小山市	小山市のうち羽川Ⅵ、粟宮Ⅰ及び粟宮Ⅱ地区		
大田原市	大田原市のうち大豆田Ⅱ・黒羽向町Ⅰ及び大豆田Ⅲ・黒羽向町Ⅱ地区		
矢板市	矢板市のうち土屋Ⅳ及び乙畑Ⅵ地区		
那須塩原市	那須塩原市のうち三本木、沼野田和Ⅰ・木曾畑中及び下中野Ⅰ地区		
さくら市	さくら市のうち馬場Ⅰ、押上Ⅰ、蒲須坂Ⅰ及び長久保Ⅰ地区		
那須烏山市	那須烏山市のうち大里Ⅰ、大里Ⅱ、大木須Ⅳ、大木須Ⅴ、福岡Ⅱ、田野倉Ⅰ、田野倉Ⅱ・田野倉Ⅲ、田野倉Ⅳ・田野倉Ⅴ、大金Ⅰ・大金Ⅱ、八ヶ代Ⅰ、八ヶ代Ⅱ、東原・小河原、中山ⅢⅣ・白久Ⅰ、興野Ⅲ、上境Ⅱ、上境Ⅲ・Ⅳ及び上境Ⅴ地区		
下野市	下野市のうち小金井Ⅳ、小金井Ⅴ及び石橋南部地区		
上三川町	上三川町のうち磯岡Ⅱ・西汗Ⅰ、西汗Ⅱ、大山Ⅱ、三村Ⅰ、三村Ⅱ及び鞆堂Ⅰ地区		平成28年3月31日まで
益子町	益子町のうち大郷戸、山本Ⅰ、山本Ⅱ、本沼Ⅰ、本沼Ⅱ、本沼Ⅲ、梅ヶ内、小泉Ⅰ、小泉Ⅱ及び小泉Ⅲ地区		
茂木町	茂木町のうち山内Ⅳ、深沢Ⅰ及び町田・千本Ⅰ地区		
芳賀町	芳賀町のうち下高根沢4、下高根沢5、下高根沢6、下高根沢7、東水沼1、東水沼2、下高根沢東水沼1及び下高根沢東水沼2地区		
野木町	野木町のうち若林Ⅰ地区		
塩谷町	塩谷町のうち宿下・宿上Ⅰ地区		
高根沢町	高根沢町のうち太田Ⅱ、寺渡戸Ⅱ及び平田地区		
那須町	那須町のうち旧黒田、音羽町Ⅱ及び上川地区		
那珂川町	那珂川町のうち馬頭Ⅸ、馬頭Ⅹ、和見Ⅴ及び大内Ⅰ地区		

(農村振興課)

栃木県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年12月1日から平成28年1月4日まで一般

の縦覧に供する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 真岡那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
61	前A	芳賀郡芳賀町大字上稲毛田414-1 から 芳賀郡芳賀町大字中柏崎420-8 まで	5.6 ~ 14.2	1420.0	
	前B	芳賀郡芳賀町大字上稲毛田414-1 から 芳賀郡芳賀町大字中柏崎420-8 まで	11.0 ~ 31.0	1276.0	
	後	芳賀郡芳賀町大字上稲毛田414-1 から 芳賀郡芳賀町大字中柏崎420-8 まで	11.0 ~ 31.0	1276.0	

(道路保全課)

公 告

○県政功労者の表彰

平成27年11月27日県政功労者として次の者を表彰したので、栃木県政功労者表彰規程（昭和14年栃木県告示第22号）第2条の規定により公表する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福田 富一

被表彰者氏名	居住市町村	被表彰者氏名	居住市町村
三 森 文 徳	那 須 烏 山 市	山 田 美 也 子	宇 都 宮 市

(人事課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（修正測量）
- 2 作業地域
小山市
- 3 作業期間
平成27年9月29日から平成28年3月25日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、真岡市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（MMS計測、数値地形図データ更新）
- 2 作業地域
真岡市認定道路
- 3 作業期間
平成27年10月28日から平成28年3月22日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
小山市
- 3 作業期間
平成27年11月18日から同年12月25日まで

○基本測量の終了

平成27年4月24日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業地域
宇都宮市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡高根沢町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町
- 3 作業期間
平成27年4月27日から同年11月6日まで

（監理課）